

保土ヶ谷薬業会会則

(令和2年5月8日改正)

[名 称]

第1条 本会は保土ヶ谷薬業会と称する。

又、保土ヶ谷区薬剤師会とも別称し、事務所を勤務地に置く。

[組 織]

第2条 本会は横浜市保土ヶ谷区内に於いて薬業を営む者、及び居住又は勤務する薬剤師で、共に発展する意志ある者を以て組織する。

第3条 神奈川県薬剤師会、横浜市薬剤師会、神奈川県医薬品登録販売者協会、県・市薬剤師連盟、神奈川県薬剤師国民健康保険組合等に参加する場合は、役員会に諮り承認を得るものとする。

[会 員]

第4条 本会の会員を分ちて、正会員、準会員とする。

第5条 薬業に従事し店舗を管理・監督する者、及びその家族を正会員、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を遂行する者を準会員とする。

[目 的]

第6条 本会は会員相互の親睦を図り福利を増進し薬学薬事の進歩発展に寄与すると共に、会員の社会的進出、地位の向上、営業上の弊害を矯正し、信用を維持し業務の円滑なる発展を期する。

[事 業]

第7条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

第1項 神奈川県薬務課、関東信越厚生局神奈川事務所、横浜市健康福祉局、保土ヶ谷福祉保健センター等の伝達事項、及び関係団体の必要事項を協議伝達し、あわせて会員相互の交流調整のために勉強会の開催。

第2項 会員の専門知識の普及研修に必要な研究会、講習会、見学会の開催。

第3項 行政及び上部団体が委嘱する各種事業の遂行。

第4項 会員の親睦融和を図る旅行会、親睦会の開催。

第5項 目的達成のため必要な事項。

[役 員]

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名以内、会計1名、理事若干名、監事2名

第9条 本会役員は総会に於いて選出する。

第10条 役員の仕事は次の様にする。

第1項 会長は本会を代表し会務を統括する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。

第3項 理事は事業を推進処理する。

第4項 会計は会計経理をつかさどる。

第5項 監事は本会財産及び会計事務を監査する。

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は役員会にて選出され、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

[顧問]

第12条 本会に顧問・相談役を置く事ができる。

顧問・相談役は会長が適当と認めた者を役員会の承認を得て委嘱する。

顧問・相談役は本会の運営に関し意見を述べその諮問に応ずるものとする。

[会議]

第13条 本会の会議は総会、役員会、例会の三種類とする。

第14条 総会は次のようにする。

第1項 総会は定時総会、及び臨時総会とする。

第2項 定時総会は毎年1回事業年度終了後2カ月以内に招集し、臨時総会は必要により役員会の議決により開催するものとする。

総会の議長は総会ごとにこれを定める。

第3項 総会は次の事項を議決する。

会則の変更に関する事、役員を選出に関する事、事業計画・報告に関する事、予算・決算に関する事、その他会長が必要と認めた事。

第15条 役員会は必要に応じて開催する。

役員会は事業執行に関する事項を審議議決する。

第16条 例会は原則として毎月1回開催し研修会の開催、関係官公庁の伝達事項、及び薬業団体の必要事項を協議伝達し、あわせて会員相互の親睦を図る。

第17条 役員会、例会は会長が招集し議長は会長があたる。

[議決方法]

第18条 会議は出席者により成立しその過半数により議決し可否同数のとき議長が決する。

[経費]

第19条 本会の運営上必要な経費は会費及び寄付金その他の収入を以てあてる。

[会計]

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[会費]

第21条 本会に入会する者は入会経費を負担し、また会員は会費等を毎月納入するものとする。

第22条 本会の会費、入会金及び会員の慶弔、傷病災害見舞等については細則による。

附則

[施行細則]

第23条 この会則のため必要な細則は役員会の議決を経て会長が定める。

[施行日]

第24条 この会則は昭和63年5月17日から施行する。

昭和63年12月12日 改正

平成16年5月14日 改正

平成22年5月14日 改正

令和2年5月8日 改正

細則

- 第1項 本会の会費は、正会員 月額3,000円
準会員 月額1,500円とする。
- 第2項 本会の入会経費は、正会員は30,000円
準会員は10,000円とする。
- 第3項 本会の役員手当は、月5,000円とし、半期毎に支給する。
- 第4項 本会の出動費は、1回3,000円、交通費は1回1,000円とする。
尚、オンライン会議の出席の場合は出動費のみとする。
但し、出席する会側より支給があった場合は除外とする。
- 第5項 本会の正会員及び配偶者の死亡に際しては花輪を贈り、弔慰金20,000円を添える。
正会員の家族（同居の一親等に限る）の死亡に際しては、弔慰金5,000円を贈る。
準会員の死亡に際しては、弔慰金10,000円を贈る。
本会の役員、元役員の死亡に際しては花輪を贈り、弔慰金30,000円を添える。
本会に特に功績のあった会員の死亡に際しての弔慰金は、役員会に諮り決定する。
- 第6項 本会会員で薬事で次に該当する表彰を受けた者には、役員会に諮り記念品を贈る。
<イ>勲章又は褒賞を受けた者
<ロ>大臣表彰を受けた者
<ハ>知事表彰を受けた者
- 第7項 本細則に規定のないものについては、役員会に諮り決定する。
- 第8項 この細則の改廃は役員会の決定によるものとする。

[細則変更]

令和3年5月1日 第3項、第4項追加